

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和3年3月15日
 京都府新型コロナウイルス
 感染症対策本部
 京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、2名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。

引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、6名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

陽性判明日：3月14日

府番号	在在地域等	年代	性別	発症日	現在の症状	検査日	判明している概要
9198	乙訓	60	女性	3月12日	発熱、咳 頭痛、食欲不振	3月13日	無職 府9182例目の接触者
9199	乙訓	30	女性	3月12日	発熱、咳 全身倦怠感	3月13日	パート 府9182例目の接触者

2 退院及び入院勧告解除の状況

以下の6名について、厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

- ・9084例目（3月14日）
- ・9088例目（3月14日）
- ・9098例目（3月14日）
- ・9099例目（3月14日）
- ・9102例目（3月14日）
- ・9183例目（3月15日）

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

報道に当たっては、個人情報の保護に御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。



療養者の状況（3月14日）

療養者数	うち重症者数※
175名	1名

※人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者

PCR検査の状況（3月14日）

件数	新規陽性者数	陽性率（7日間平均）
52件	6名	2.0%

本件に関する問い合わせ先 075-414-4723

その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 075-414-5487